

令和 5 年 第 5 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和5年第5回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和5年5月25日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 稲 田 滋 君
委 員 高 橋 太 朗 君
委 員 酒 井 康 生 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 藤 村 彩 夏 君
兼子ども未来創造局長
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 浅 井 文 彦 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
小中一貫教育推進監兼副部長
子ども未来創造局 金 城 忠 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 濱 口 悟 君
担当副部長兼人権施策室長
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 村 田 麻 子 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 遠 近 高 明 君
担 当 副 部 長
教 育 政 策 室 長 乾 敬 一 朗 君
教 職 員 人 事 室 長 柴 田 大 君

学 校 教 育 室 長
児 童 生 徒 指 導 室 長
保 育 幼 稚 園 総 務 室 長
保 育 幼 稚 園 利 用 室 長
生 涯 学 習 ・ 市 民 活 動 室 長
天 然 記 念 物 室 長
中 央 図 書 館 長

三 島 新 平 君
高 取 貞 光 君
鉾 之 原 史 樹 君
福 田 浩 子 君
谷 尾 吉 章 君
大 倉 三 男 君
大 迫 美 恵 子 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事
教 育 政 策 室

中 村 友 美 君
平 井 由 貴 子 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 (仮称) 箕面市立船場小学校の校種案に係る評価結果の件
- 日程第 4 箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件
- 日程第 5 箕面市立箕面文化・交流センター条例改正要請の件
- 日程第 6 箕面市立郷土資料館条例改正要請の件
- 日程第 7 箕面市立青少年指導センター条例改正要請の件
- 日程第 8 箕面市立図書館条例改正要請の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会公印規則改正の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会事務局処務規程改正の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 12 箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 13 箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則制定の件
- 日程第 14 箕面市立幼保連携型認定こども園の給食料取扱要綱制定の件
- 日程第 15 箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金交付要綱改正の件
- 日程第 16 箕面市立学校用教科用図書選定委員会への諮問の件
- 日程第 17 箕面市教育委員会の所管に係る令和 4 年度一般会計補正予算 (第 1 2 号) の件
- 日程第 18 箕面市教育委員会の所管に係る令和 5 年度一般会計補正予算 (第 4 号) の件
- 日程第 19 箕面市立幼稚園の学校歯科医解職及び委嘱の件
- 日程第 20 箕面山ニホンザル保護管理委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 21 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 22 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 23 生徒指導の件
- 日程第 24 箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 日程第 25 箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件
- 日程第 26 教育委員会事務局職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件

(午後 1 時開会)

○教育長 (藤迫稔君) : ただ今から、令和 5 年第 5 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

- 教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、高野委員を指定いたします。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。まず最初に現状の学校等の様子ということで、全国的にニュースにもなっておりますが季節型インフルエンザの集団感染が学校で相次いでいるというような状況が報道されておりますが、箕面市のほうも同様の状態になっております。コロナが5類に移行して以降、2つの小学校2つの中学校で、学校閉鎖・学級閉鎖・学年閉鎖が続いております。コロナについてマスクの着用とか緩和されてますけれども、やはり手洗いの徹底ですとか、換気の徹底ですとか、場合によってはマスクについてもどうするかというようなことで、しっかり感染対策はやっぱり引き続きしていかなければならないのかなというふうに思ってます。それが1点と、これも大阪府内での事案ということで、大きく取上げられましたが、熱中症、運動会の練習中に熱中症で、救急車で運ばれたというような事案がありました。この土曜日に小学校で本市でも運動会があるんですけども、とてもいい天気だという天気予報なんですが、暑さの件もありますので、改めて熱中症については十分学校に徹底していきなというふうに思ってます。運動会のほうですが、おおむね大体どの小学校も同じような感じで午前中のみ、コロナの時は保護者の入替えなんかをしてたようですけども、特にそういう大きな入替えするというようなこともないようですし、競技自体は徒競走などと、各学年の団演みたいな組合せというところは、大まかな状況というふうに聞いております。各委員にもご出務お願いしておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。今回の案件にもなってますけども、教科用図書を選定がいよいよ始まりますけども、これも大きく汚職の問題が取上げられました。箕面市はこれまではきっちりそこらはやっていますので、何の心配もありませんけども、今回、そういう大きな事件もありましたので、改めて、スタートする際には、集まっていただいて、意思確認はやっぱりきっちりして、疑わしいことも含めて、そういうことを思われないようにきちんとした形で選定したいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。なお、教育委員会委員関係、教育長関係あるいは行事報告については、それぞれに記載のとおりですのでご覧いただきたいなというふうに思ってます。以上、教育長報告とさせていただきます。
- 教育長（藤迫稔君）：何かご質問・ご意見ございますか。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第23、報告第59号「生徒指導の件」、日程第24、報告第60号「箕

面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、日程第25、議案第30号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」、日程第26、議案第31号「教育委員会事務局職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

- 教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、日程第3、報告第44号「（仮称）箕面市立船場小学校の校種案に係る評価結果の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：本件は、（仮称）箕面市立船場小学校の校種の評価に関する要綱第2条第3号に規定する、「教育委員会が必要と認める事項」として、教育委員会において再検討してまいりました（仮称）箕面市立船場小学校の様々な校種案について、専門委員からの評価を求め、その結果を得ましたので、ご報告するものです。4名の専門委員から個別に書面で、（仮称）箕面市立船場小学校の校種案の評価結果としての総評をいただきました。専門委員に評価をお願いした案1から案6までの6つの校種案の内容は、議案書とは別にお配りしております参考資料「船場地区に新設する学校の校種検討案」に記載しているとおりです。これらの6つの校種案について、各専門委員から、メリットとデメリットや、デメリットがある場合その対応策などのご意見をいただきました。船場に新設する学校の校種については、これらの評価結果などを踏まえ、引き続いて、教育委員会としての再検討をお願いいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：私のほうから少し補足というか全体像について共有しておきたいのでご説明したいと思います。各評価委員のこの資料については昨日でき上がったところですので、各教育委員にも昨日急遽、メール等で送らせていただいたところなんですが、今後議論を深めていきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。それから当面の予定なんですけども、この6つの評価委員の意見については、関係する地域にご説明して意見交換を

するという流れになっております。意見交換の方法としては2つの方法を考えてまして、まず1点は、校区審議会に深く関わっていただいた地域の9団体の方々、該当する学校の管理職を交えた形で、少し議論のできる、出来やすいような、人数構成で、いろいろ議論をするという形の意見交換を1つやるのと、もう1つは、もう少し広く一般の方に、説明会的にしますので、ぜひ、来てくださいというような形で、市民説明会のような形でした上で、意見交換をするということで、対象地域はそれぞれ該当する小学校区の方々にお声をおかけして、皆さんが参加しやすいように、3日間、今のところ、6月25日の日曜日の14時から、6月27日火曜日の14時から、6月28日の水曜日の19時からということで少しパターンを変えて、ぜひ、それぞれが参加しやすい時に参加という形で、意見交換をしたいと思います。で、先ほども言いましたように、教育委員さんとの議論を深めていくに当たっては地域の説明会、意見交換会の意見を踏まえながら同時並行で深めていって最終的には、直近の目標としては、7月14日の総合教育会議、市長との総合教育会議で、市長からの、あるいは教育委員からの意見を交換したいなというふうに思っていますので、それまでには、教育委員会として、これがやっぱりいいよねというようなことをまとめていきたいと思っています。事前に主な自治会さんにご説明に上がったときには、「6案があるんだけどちょっと6案も多過ぎるからもう少し絞ったほうが、わかりやすいんじゃないかな」というふうな意見があったんですけども、私としてはもう6案をもって評価委員に意見をもらったということで進んでるので、あえて教育委員会では案を絞らずに、この6案のまま意見交換には臨みたいと思っていますので、そうさせていただけたらなというふうに思います。そうということです。今日のところは特にこの教育委員会で議論を深めていくということはしませんけども、せっかく、案件として出てますので、かいつまんで、どういうことだったかというのはご説明させていただきたい。まず1案、船場に小中一貫校を作って途中から中小の卒業生が合流する案についてですが、おおむね各評価委員ともいいんじゃないかなというふうなご意見でした。例えばこれまでの施設一体化のデメリットである、進学経験が積めないじゃないかとか、人間関係がこじれてしまったら9年間しんどいっていうのは解消されるという新たな案ではないかということ。あるいは、箕面市の学校はどちらかというと、この仕組みのような、1つの小学校と1つの中学校が隣接してて、もう1つ離れたところの小学校が同じ中学校に行くというパターンが、多いということからいうと、今回が成功することによって、箕面市の小中一貫教育は進むんじゃないか。また教員にとっても、施設一体型と校区連携型のよさ、あるいは問題点を共有できるということで、さらに箕面市の小中一貫教育が進んでいくのではないかというご意見。あるいは、第五中学校がもう40年を過ぎてますので、そろそろ大規模改修で大きな予算を投資せなあかんタイミングである

ので、五中を移転さすということは、そういう維持経費からしてもいい。あるいは、跡地の活用についても、何かその地域の方に貢献できるような、地域貢献施設としてできるのではないかと、まちづくりに貢献するのではないかとというような意見をいただいております。また校区そのものがこの場合は以前に決めた時の校区と変わらないというようなこともメリットがあるのかなというふうなご意見でした。逆にデメリットとして、共通して言えますのは、やはり中小の子どもたち、保護者が、途中から小中一貫校に合流するという不安があるので、その不安は払拭しなければならないというのは共通したご意見でした。解決策についても具体的に提案いただいております。例えば新しい施設一体型の学校は、建て方を工夫して、ウイング型あるいはクラスター型というらしいですけども、共有できる場所は共有するスペース、あるいは小学校と中学校とは別の棟にするというような工夫をして、船場の小学校の子でさえも何か進学した時の経験などを味わえるような施設の工夫をしたらそれは解決できるんじゃないかということですか、やはり小中交流とか小中交流、そういった交流を具体的にしていくことで解決はできるんじゃないかと。特に中小の子どもが、船場の施設一体型に、しょっちゅう通うということだけでなく、中小学校のほうにも空きスペースができるであろうから、船場のほうから中小に向いていく、こういうこともできるのでないか、そういうことで解決できるのではないだろうかということでした。また、具体的に出てきたのは、やはり施設一体型の小中一貫校でいいのは支援の子どもたちが、9年間を通して、その成長を見守ってもらえるというのがいい例なんで、その中小の子どもたちも同じように、9年間を見せるというような体制はやっぱり作っていくべきではないのかというような意見がありました。またコーディネーターをパイプ役として配置するというような案にはなってるけども、ただ配置するだけじゃなくて、やっぱりあらかじめコーディネーターはこういう役割をするんだというのをきっちり決めとかないと、そこは空振りになるよと。単にコーディネーター配置したらいいというわけではないよというような指摘もいただいております。あとですね、施設一体型が今回大規模になる可能性があるということでそこは十分にどうしていくかというのは検討すべきだというようなご意見もありましたし、逆に子どもたちの数が多いということは、そこに関係する大人の数も多いんだからそういう意味で、地域の力を上げていくことも必要だろうというようなこと。あるいは中学校区単位で、やっぱり学校協議会や、そういう、全てが中学校区単位で動くというような、組織ができれば、この問題も、そういう大きな課題でないだろうということで、おおむね第1案についての良好な意見をいただいております。案2の4小1中、中小も二中に行くっていう案につきましては、小中一貫教育を進めようという箕面の方針からいくと、やっぱり小学校の数が多くなればなるほど小中一貫教育を進めるのはしんどいよねって

うのがご意見でした。あと、案3案4、中小学校に小中一貫校つくる、あるいは、五中に一貫校をつくるということについては少しご意見が分かれておりました、ちょっとそれはどうなのかという意見と、いやいいじゃないかということでちょっと意見が分かれております。これは、どうもなっているのは、やはり箕面の学校を全て今のこのタイミングで施設一体型にするという方向性でないのに、なぜ中小、なぜ五中だけを、施設一体型にするのかという合理的理由が、説明できるのかということ。中小にしても五中にしても、やはり船場よりも敷地面積が狭いということが非常に気になるということ。あるいは箕面であったって将来的に少子化が進んでいく中で、ここで今このタイミングで小規模の施設一体型をつくるってということは、どうなのかなというような主に、疑問を呈する意見でした。逆に、一方、いいじゃないかという意見については、今から、今、3校目の仮に船場に施設一体型小中一貫校ができるなら、この五中また中小に作ることによってまた新たな施設一体型が進むということで、そういうことでいくと、箕面の目指す小中一貫教育を進めるということに対して、施設一体型が増えるということは、やっぱりいいじゃないかというようなことでした。面積が狭いという問題も出されていますけども、子どもの数がそれほど的人数もないので、それは十分いけるんじゃないかとか、あるいは、船場に施設一体型が出来て、五中に施設一体型が出来たら、それ近いじゃないかというような、課題もあるようには聞いてるけども、それは逆にとらまえて、両方で、例えば部活を一緒にするとか、何か活動を一括するとかというような新たな取組を考えれば、それほど自分としてはそこはデメリットでないんじゃないかなと思っています。ただし、いいねって言ってる委員も、やはり小規模校、少子化が目に見えてるところで小規模校を作るということについては、自分もそこはちょっと首をかしげるところもあるし、あるいは、このことについては財政的なこととか、いろんなことを含めると、少し教育的な観点だけじゃなくてそういう行財政も含めて行政的な観点からの判断も必要になるのではないかなというようなご意見でした。案5の、そのまま中小の子が五中に行ったらいいじゃないかということについては、これはいずれも皆さん否定的な意見で、五中がもう古くなってるのにそのまま残すとか、そもそも前回、通学距離が遠いから校区変えようという点の問題解決してないしというようなこと、またそれは施設一体型も進まないしということで、今のままにしておくという案は皆さん否定的でした。案6のもともとの小学校でいいんじゃないかという案については、皆さん口を揃えて言われるのは、これ前に決めた案なんで、これが一番すっと落ちる。市民の人も納得感がいく案であるとは思いますが、やっぱり、今後のポテンシャルとかいうのを含めると、今このチャンス、新規で作るっていうチャンスに、施設一体型に踏み込まないということについては、やっぱりどうかなというふうに思うと。小中一貫教育を進めるに当たっては、どうかなと

というような意見でした。大体まとめると、こういうような案でしたので、先ほど冒頭に整理しましたように、今後、地域の人の意見も聞きながら、深めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第4、報告第45号「箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、厚生省令児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を整理するため、条例の改正をする必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。こども家庭庁の設置によって子ども政策に関する総合調整権限が一本化されたことに伴い、本条例中「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に改めるため改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第45号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、日程第5、報告第46号「箕面市立箕面文化・交流センター条例改正要請の件」及び日程第6、報告第47号「箕面市立郷土資料館条例改正要請の件」及び日程第7、報告第48号「箕面市立青少年指導センター条例改正要請の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 本件は、みのおサンプラザ1号館の建替えに伴い、同館に入居する箕面市立箕面文化・交流センターの北館及び南館を設置するとともに箕面市立郷土資料館及び箕面市立青少年指導センターの位置を変更するため、箕面文化・交流センター条例ほか2本の改正について市長に要請する必要が生じましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条

第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。まず、報告第46号、箕面文化・交流センター条例の主な改正の内容についてですが、第1条において移転する箕面整備事務所跡施設を箕面市立箕面文化・交流センター北館に、令和6年3月に閉園するなか幼稚園を同センター南館に位置づけし、第3条において野外ステージを北館の附属施設とし、第9条において開館時間及び休館日は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとしています。次に、附則において、この条例は、令和6年4月1日から、南館は令和6年12月31日までの間において規則で定める日から、北館及び南館の管理に関する業務を行わせる者の選定等の準備行為は、公布の日から施行するとしているものです。また、箕面文化・交流センターの整備工事その他特に必要があると認めるときは、北館及び南館を除く施設の全部の供用を休止することができるとしているものです。次に、報告第47号、郷土資料館条例の改正の内容についてですが、同館を旧教育センター跡施設に移転するため館の位置を改正するものです。条例の施行期日は、令和6年4月1日から施行するものです。続いて、報告第48号、青少年指導センター条例の改正の内容についてですが、こちらも同センターを旧教育センター跡施設に移転するためセンターの位置を改正するものです。条例の施行期日は、令和6年4月1日から施行するものです。

- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）： 箕面文化・交流センターを建て替えるということで、建て替え期間を教えてください。
- 子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 建て替え期間につきましては令和6年3月31日に休館しまして、そこから解体し、建て替え予定を令和9年春頃というふうに、今のところ計画をしておるところでございます。
- 委員（稲田滋君）： 3年間かかるということですかね。それでね、北館と南館に、今ある箕面文化・交流センターの機能を移す。それとなおかつ、郷土資料館とか青少年指導センターは旧の教育センターに移すということなんですけど、ただこの今の箕面文化・交流センターの中に入っている施設で、移らないものがあるということでお伺いしてるんですけど、それは何ですかね。
- 子ども未来創造局担当副部長： 今のご質問の件なんですけれども、現在子育て支援の施設で、一時保育と子育て支援センターというのを入れていただいているんですけども、3年間の建て替えの間、一時保育につきましては、稲にありますふれあい就労支援センターの1階で現在、事業実施しているシルバー人材センターさんのほうで行うという形になっているんですけど、子育て支援センターにつきましては、その間、3年の間、子どもプランの、出向く支援とい

う方針に従いまして、現在行っている出張子育て広場の回数を増やして対応する予定と、いうことになっております。あと子育て支援センターについては全体で3か所ございますけれども、そのうちの1つの箕面文化・交流センター内の子育て支援センターが3年間閉まるという形になりますので、ほかの2館の活用も、より活用していただくという観点でも実施していきたいと考えているんですけれども、西側の利用者の方がとても多いという状況ですので、出張子育て広場も、西側ですとか、中央の利用の方が困らないような形で実施計画を立てていきたいというふうに考えております。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長　：　現在箕面文化・交流センターに入居しておる施設でございますが、先ほど、北館、南館と、旧教育センターに移転しない施設につきましては、市役所の統計グループ関係が本庁舎のほうに移転する予定。それと、防犯委員会が中央生涯学習センターに移転する予定というような形になっております。

○委員（稲田滋君）　：　あとはお願いだけなんですけど、子育て支援センター、この箕面文化・交流センターの子育て支援センターが一番はやってた。そこを3年間閉めるんやということですよ。市民の方に、極力ご不便ないような形で、出張子育て広場とか、そういうので、代替していくんやということですけど、可能であればもしどっか移転先があるんやったら移転先、例えばなか幼稚園の跡地に入れるんやったらそこに入るんやというようなことも含めて、ご不便ないような形で進めていただきたい。3年間ちょっと長い。よろしく願いします。

○教育長（藤迫稔君）　：　音楽室もですよ。スタジオ。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長　：　はい。現在文化・交流センターの中に入っております音楽活動のほうがちよっと3年間は出来ないという形で。新たな施設はそういった機能を有するような形では持っていききたいというふうには考えているんですが、その間は、例えば新しく出来た船場生涯学習センター等のほうの活用をお願いしていこうと思います。

○委員（稲田滋君）　：　今現在スタジオ利用者も含めて、さっきの子育て支援センター利用者も含めて、周知をきちんとして、丁寧な対応を。船場行ってもらうのは大分遠いんでね、スタジオなんか。機材を持って行かなあかんというようなことになるんかなと思うんで、丁寧な対応で。3年間、いけないんだということをきちんと周知していってご理解いただいてもらいたいと思いますのでよろしく願いします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。

○委員（高野敦子君）　：　先ほどの説明の中で郷土資料館が、旧教育センターの施設のほうへ移転ということなんですけど、この移転先を探すに当たって事務局内でほかに候補というものはあったんでしょうか。

- 子ども未来創造局担当副部長：事務局内ではですね、公共施設、全般的に検討しまして、その中でですね、箕面整備事務所跡であったり、萱野三平記念館であったり松寿荘跡地等検討してまいりまして、その中でやはり面積的な問題であったりですね、交通の便の課題であったりとかいうのを考えた中で、旧教育センター跡地が適切ではないかなというふうに話しております。以上です。
- 委員（高野敦子君）：ありがとうございます。現在郷土資料館っていうのはやっぱり駅前であって、非常に観光でこられた方も来やすいというイメージだったと思うんですね。なので、移転に際しまして、新しい、新駅も近くにできると思うんですけど、さらにこの魅力的な施設、ぜひ寄ってみたいと思えるようないろいろな工夫であったりとか、展示に関するいろんなわかりやすさであったり、いろんなプログラムであったりとかいろんな企画するなどして活性化する施設になってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 教育長（藤迫稔君）：ありがとうございます。やっぱり今のサンプルの郷土資料館っていうのはやっぱり絶対的に滝道の観光客も含めて、地域の方がふらっと散歩するということが、割と人がたくさん来るところであるというメリットがあったと。それに比べて、今回移転する所はそういう意味ではやっぱりデメリットになるんですけども、それとは別にやはり新駅ができるということですか、いろんなことがあるんでこれはもうここからは我々の勝負でいやこの場所やからあかんとかこの場所やからいいとかいうそういう単純な話じゃなくって、この場所でどれだけその魅力的な、今までとは違った仕組みも、組み込みながら、皆さんが来ていただけるような、中身にする。こっからが勝負と思っておりますので、我々ここに決めたって以上は、そういう皆さんが、前の駅前とはちょっと違うかったとか、改めてもういっかい、箕面駅の滝道に行ってみようかなとかいうような、そういうような工夫をして、いいものを作っていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。
- 委員（稲田滋君）：郷土資料館の話なんですけど、旧教育センターの二階へ行くっていうことですね。旧教育センターの二階っていうのは、階段で上がると三階分ぐらいあって、エレベーターがめちゃくちゃ遅いというような、欠点があるんですけどね。やっぱり利用していただくと思ったらやっぱりその辺のこともきちんと改善して、できればエレベーターも、もうちょっと早いエレベーターに変えてもらうとか、何かそういう努力をしてください。よろしくお願いします。
- 子ども未来創造局担当副部長：今、ご指摘のエレベーターの件もですね、我々内部でも話し合っております、現在、設置されてるエレベーターは油圧式の機能になっておるんですけども、もう部品等がなかなかそろわないという課題もありますので、今後新しいワイヤー式の一般的な機能に変えまして、そのスピード等もですね、通常のものになると考えております。

- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは報告第46号、第47号及び第48号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第8、報告第49号「箕面市立図書館条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局中央図書館長に求めます。
- 子ども未来創造局中央図書館長：本件は、箕面市立西南図書館の駐車場の使用料に上限額等を設定することにより利用者の負担軽減をはかり、駐車場の利便性を向上させるため、条例を改正する必要性が生じたため、教育長が臨時に代理いたしましたので、報告するものです。第14条に「2駐車場は、委員会規則で定める場合を除くほか、引き続き、委員会規則で定める日数を超えて自動車を駐車することができない。」の一項を加え、併せて、入庫後30分以下は無料、24時間までの最大料金を700円とし、24時間ごとに繰り返し適用されるよう、別表第二を改正し、令和5年7月1日から変更するため、箕面市立図書館条例の一部改正を、箕面市長に要請したものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（高橋太郎君）：すいません、ちょっとだけ質問なんですけど、委員会規則で定める日数は何日なんですか。
- 子ども未来創造局中央図書館長：委員会規則につきましては条例改正後に定めますので、今はまだ定めてないんですけども、七日間を予定しております。
- 委員（高橋太郎君）：ありがとうございます。この図書館を利用される方以外の人がですね、長期にわたって利用するようなことがないようにですね、ご配慮いただけたらと思います。お願いします。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは報告第49号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第9、報告第50号「箕面市教育委員会公印規則改正の件」及び日程第10、報告第51号「箕面市教育委員会事務局処務規程改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、庁内において、電子決裁に対応するための文書管理システムを導入したことに伴い、教育委員会規則及び規程における関係規定を整備するため、箕面市教育委員会公印規則及び箕面市教育委員会事務局処務規程を改正する必要が生じましたが、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。箕面市教育委員会公印規則改正の内容につきましては、公印を使用する際の公印管守者の承認の方法について、電子決裁後、文書管理システムから承認の依頼をする方法と、決裁を受けた紙の文書を提示する方法を規定したものです。続きまして、箕面市教育委員会事務局処務規程改正の内容につきましては、教育委員会事務局内の文書等の取扱いについては、市長部局と同じ規定を準用する旨定めました。また、学校における文書等の取扱いについては、今回学校には文書管理システムが導入されないことから、今までの取扱いと同様の取扱いとすることとしました。いずれも、令和5年5月1日から施行されています。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは報告第50号及び報告第51号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは次に、日程第11、報告第52号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、歳入の調定の決裁区分の見直しに伴い関係規定を整備するため、箕面市教育委員会事務決裁規程を改正する必要が生じましたが、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。市長部局において、歳入の調定の決裁区分の見直しが行われ、教育委員会においても、それに合わせた決裁区分といたしました。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは報告第52号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告ど

おり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第12、議案第25号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、次の議案第26号でご審議いただく「箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則」の制定と併せた様式の見直し等のため、箕面市立幼稚園条例施行規則の一部を改正するものです。主な内容ですが、箕面市立幼稚園に関する「入園願書」及び「入園許可証」の様式について、レイアウト等の一部調整を行うとともに、現行の「休園願」及び「退園願」を新たに「幼稚園休園・退園届」として一つの様式に統合するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第25号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第13、議案第26号「箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、箕面市立幼保連携型認定こども園の開園に向けまして、関係規定を整備するため、「箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則」を制定するものです。主な内容ですが、公立認定こども園の定員、開園時間、開園日や教育・保育時間、保育料、入園手続き等について規定するものです。定員につきましては、認定こども園に再編統合する公立保育所、幼稚園の在園児のうちこれまでどおりに引き続き在籍することになる園児を受け入れることは大前提といたしまして現在の定員・利用状況等また施設の物理的キャパシティ等を踏まえて設定しています。開園時間は、現在の公立保育所同様、7時～19時とし、開園日や教育・保育時間等につきましても、現行の公立保育所・幼稚園の運用と概ね同様の設定としています。これまでの公立保育所・幼稚園と大きく異なる点といたしましては、幼稚園コース、いわゆる1号認定のこども達は、通常、14時降園、夏休み等の長期休業期間はお休みとなりますが、今回の認定こども園への移行に伴いまして、幼稚園コースのうち、ご希望のご家庭に対して預かり保育を新たに提供することとし、平日は17時まで、長期休業期間中は最大で朝9時～夕方17時まで預かることができるように規定しています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：条例についてではないが、箕面市立かやのこども園の現在の進捗状況、どういう形で進んでいるのかということ、何か課題があるのか、ないのかについてここで共有したいと思いますので、説明してください。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長：まず、かやの保育園の進捗状況ですが、昨年度、かやの幼稚園、かやの保育所の施設改修に向けて実施設計を行うとともに、仮称となっていました園名を市民公募のうち、地域保護者の意見を踏まえまして、正式名称を決定したところです。公募して各園所長とともに園運営や保育・教育課程等について検討を進めているところです。こういった検討状況につきまして、市・園所・保護者で構成する認定こども園設置連絡会等を設置しておりますので、保護者に情報提供や意見交換を行っています。現在は来年度の開園に向けまして、本日の園運営にかかる規則の制定や施設改修にかかる手続きを進めています。主な課題ですが、認定こども園の公募につきましては、現かやの幼稚園の施設ではこれまでの幼稚園系の子ども達に加えまして保育園の3～5歳児、いわゆる2号認定の子ども達が通う施設になりますので、本年度給食を提供するための厨房の新設や、クラス数増に伴う保育室の整備など改修を行うというのが一つの大きなトピックスになると思っています。全体的な課題として、大きな工事につきましては、できる限り子どものいない夏休みに集中して行う計画ですが、安全に工事を進めることが大きな課題だと思っています。それから新しく保育園コースの保護者の自動車送迎が幼稚園施設側に発生しますので、これに対応するために幼稚園施設側に新しく駐車スペースを4台分整備する計画ですが、現在の萱野保育所側に7台程度の駐車スペースがあるがこれに比べると駐車可能台数が少ない状況があり、送迎ピーク時の駐車スペースがオーバーフローしてしまう可能性があります。園前の道路が狭いということもありまして、駐車待ちが発生してしまうと交通渋滞を引き起こす恐れがあると課題として認識しておりまして、園敷地内では物理的な制約上、4台が限界だが、そういった課題も踏まえまして、園敷地外にも、周辺で駐車場を確保できないか、現在検討しているところです。

○代表教育委員（山元行博君）：他よろしいでしょうか。それでは、議案第26号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第14、議案第27号「箕面市立幼保連携型認定こども園の給食費取扱要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長　：　本件は、箕面市立幼保連携型認定こども園の開園に向けて、認定こども園の給食費の取扱に関する規定を整備するため、「箕面市立幼保連携型認定こども園の給食費取扱要綱」を制定するものです。

主な内容ですが、新たに整備する公立認定こども園では、保育園コースと幼稚園コースの子ども達と一緒に園で過ごすことになるため、保育園コースに加えて、幼稚園コースの園児にも給食を提供しますが、保育園コース、幼稚園コースそれぞれについての給食の提供日、給食費の額等を規定するものです。

給食の提供日については、登園日と合わせて、保育園コースは月から土曜日、幼稚園コースは月から金曜日としています。また、給食費の額は、保育園コース、2号認定の園児につきましては、現行の保育所と同額を、幼稚園コース、1号認定の園児につきましては、保育園コースの給食費をベースに、土曜日や長期休業日等で給食を提供しない日があることを考えた金額を設定しています。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第27号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは次に、日程第15、議案第28号「箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　本件は、市内民間保育園で新たに採用された市内在住の保育士に対して月2万円を3年間支給する生活支援補助金の補助対象の範囲を見直すため、要綱の改正をご提案するものです。主な内容といたしましては、現在、市内在住保育士に限定していますが、市内の保育ニーズや待機児童の状況を踏まえ、教育長が指定する特定の保育施設に限り、市外在住の保育士も補助対象とするものです。現在の本市の状況としまして、就学前児童数が増加している箕面森町地域において、保育ニーズの増加により待機児童も多く生じている状況です。また箕面森町地域は、市内在住保育士の確保が難しく、隣接する豊能町を始め、能勢町、池田市、川西市等など市外在住保育士も補助対象に含めることで、より効果的に保育士確保を進め、喫緊の課題である、箕面森町地域の待機児童対策を図りたいと考えています。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫　稔君）　：　近隣市で同じような制度を取っているところがあるのか共有してください。

- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：市外でも対象となるところは、ないと思います。
- 代表教育委員（山元行博君）　：他どうでしょうか。
- 教育委員（稲田滋君）　：この一部改正することによって保育士は集まるのですか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：森町地域を利用する保育施設の方に保育士の確保状況を確認したところ、市外から来られているかたもおり豊能、能勢などを含めたところを対象にすると車通勤などによつての保育士確保もすずみ、効果があると聞いています。
- 教育委員（稲田滋君）　：集まるなら良いと思うんですけどこれでも中々集まらなら第二弾、第三弾、色んな方策を考えて保育士確保対策をしてください。
- 代表教育委員（山元行博君）　：それでは、議案第28号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）　：異議なしと認めます。よつて、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）　：それでは次に、日程第16、議案第29号「箕面市立学校用教科用図書選定委員会への諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。
- 子ども未来創造局学校教育室長　：本件は、令和6年度から使用する箕面市立小学校用教科用図書採択事務を厳正に行うため、箕面市立学校用教科用図書選定委員会規程第2条の規定に基づき、箕面市立学校用教科用図書選定委員会に対して、令和6年度から使用する小学校用教科用図書の採択について、調査及び研究を行うことを諮問するため、提案するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）　：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫　稔君）　：おおまかで良いのでスケジュールを共有したいと思います。
- 子ども未来創造局学校教育室長　：簡単にスケジュールをご報告します。本日議決いただければ、諮問を明日26日に予定しており、実際1回目の選定委員会を実施する予定です。また教育委員におかれましては、7月28日、8月2日、3日で学習会を行う予定をしております、8月17日の教育委員会会議、採択決議に向けて進めていきたいと考えています。
- 教育長（藤迫　稔君）　：ご苦勞かけますが委員のみなさんよろしくお願ひします。
- 代表教育委員（山元行博君）　：それでは、議案第29号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは次に、日程第17、報告第53号「箕面市教育委員会の所管に係る令和4年度一般会計補正予算(第12号)の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、令和4年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和4年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。

その内容につきましては、令和4年度箕面市一般会計補正予算第12号として、学校教育関係につきましては、歳入におきまして、国庫補助金等の確定、その他の増減により、2,138万5千円の増額を、歳出におきましては、積立金の確定により、1億1,469万7千円の増額を、それぞれ計上しています。子育て関係につきましては、歳入におきまして、国庫負担金等の確定、その他の増減により、1億5,974万7千円の減額を、計上しています。生涯学習関係につきましては、国庫補助金等の確定、その他の減により、75万8千円の減額を、計上しています。なお、本件につきましては、市長は、令和5年3月31日付けをもって専決処分されております。また、主に新型コロナウイルス緊急対策事業等について、計10事業、合計3億2,935万800円を繰越明許費とし、部品の供給不足により、年度内の全小中学校における太陽光発電設備設置・屋上防止改修工事が不可能となったため、新型コロナウイルス緊急対策事業について、合計8億2千239万2千円を事故繰り越ししています。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは報告第53号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは次に、日程第18、報告第54号「箕面市教育委員会の所管に係る令和5年度一般会計補正予算(第4号)の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局放課後教育政策室長 : 本件は、令和5年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和5年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理

しましたので、ご報告するものです。その内容につきましては、令和5年度箕面市一般会計補正予算第4号として、学校教育につきましては、いじめ重大事態第三者調査委員会の設置に伴い、歳出におきまして、1千59万4千円の増額を計上しています。子育て・生涯学習関係につきましては、子ども・子育て支援新制度システムの改修や文化・交流センター分館の整備に伴い、歳出におきまして、2千200万6千円の増額を、計上しています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第54号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第19、報告第55号「箕面市立幼稚園の学校歯科医解職及び委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、箕面市立幼稚園の学校歯科医の解職及び委嘱を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。その内容といたしましては、箕面市立かやの幼稚園の学校歯科医から令和5年4月末をもって辞職されたい旨の願が提出されましたので、これを承認の上、解職し、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、後任として新たな学校歯科医を令和5年5月1日付けで委嘱したものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第55号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第20、報告第56号「箕面山ニホンザル保護管理委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局天然記念物室長に求めます。

○子ども未来創造局天然記念物室長： 本件は、箕面山ニホンザル保護管理委員会委員1名から、辞職願いが提出されたことを受け、後任として新たな委員を任命する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第56号を採決いたします。本

件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第21、報告第57号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第57号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第22、報告第58号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、去る令和5年4月27日に開催いたしました令和5年第4回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第58号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員(山元行博君) : 事務局から「その他、教育行政に係る報告」について申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは次に、日程第29、報告第42号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は退席してください。

(傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席)

(報告第59号、報告第60号、議案第30号及び議案第31号に係る審議)

- 代表教育委員(山元行博君) : 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案7件、報告17件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。
- 教育長(藤迫稔君) : ありがとうございます。これもちまして、令和5年第5回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後2時34分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 (本人自署)

委員 (本人自署)